一般貸倒引当金に係るTier２資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格引当金に係るTier２資本算入上限額				
資本調達手段に係る経過措置に関する事項				
適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier１資本調達手段の額から適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				
適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額				
適格旧Tier２資本調達手段の額から適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）				

（記載上の注意）

１．「連結自己資本比率」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第73条第１項第３号ロに規定する連結自己資本比率をいう。

２．「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

３．「自己資本比率改正告示」とは、株式会社商工組合中央金庫法第23条第１項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成24年金融庁・財務省・経済産業省告示第３号）をいう。

４．本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第５条第１項又は第７条第１項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定によりその他の包括利益累計額又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。

５．「その他Tier１資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

６．「Tier２資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

７．連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

８．遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前連結会計年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第六号第１の表中「債券発行費」を「金融商品等差入担保金費」に、「給付補てん備金」を「給付補塡備金」に、「リース債務」を「金融商品等受入担保金リース債務」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この命令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

２　この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式第１号及び別紙様式第三号は、平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

３　新規則別紙様式第二号、別紙様式第四号及び別紙様式第六号は、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

４　新規則別紙様式第二号及び別紙様式第四号の自己資本比率の状況の項目については、平成二十五年三月三十一日前に終了した事業年度に係るものについては記載することを要しない。

○内閣府厚生労働省令第四号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十一条第一項及び同法第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十九条第一項の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　田村　憲久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年労働大臣官房・大蔵大臣官房令第二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二号の表中「リース投資資産」を「金融商品等差入担保金リース投資資産」に、「リース債務」を「金融商品等受入担保金リース債務」に改める。

別紙様式第六号の表中「リース投資資産」を「金融商品等差入担保金リース投資資産」に、「リース債務」を「金融商品等受入担保金リース債務」に改める。

別紙様式第九号第２の表中「リース投資資産」を「金融商品等差入担保金リース投資資産」に、「リース債務」を「金融商品等受入担保金リース債務」に改める。